



Attention

このPDFには、志願票等の出願に必要な書類は含まれません。出願の際には、必ず紙媒体の募集要項を入手してください。

2018年(平成30年)10月入学

東京外国語大学 言語文化学部・国際社会学部

科目等履修生 出願要項

東京外国語大学

1. 出願資格

科目等履修生に出願できる者は、本学学部の出願資格（詳細は、巻末の「13. 備考」を参照）を有し、入学時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学を卒業した者
- (2) 本学の大学院に在籍する者
- (3) 本学の大学院において修士の学位を取得した者

2. 募集人員

各授業科目とも若干名

3. 開講科目

教育職員免許状取得に関する科目

「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」については、本学教務課（電話：042(330)5168）に確認すること。

4. 履修期間

履修期間は1学期間とする。

ただし、引き続き履修を希望する者は、許可を得て通算2年の範囲内で期間を延長することができる。期間延長を希望する場合は、終了の1ヶ月前までに教務課で期間延長手続きを行うこと。

5. 出願手続等

(1) 出願方法

志願者は、出願書類を一括して入試課の窓口に直接持参すること。持参できない場合は郵送でも差し支えないが、この場合必ず書留郵便とすること（封筒の表に「科目等履修生出願書類在中」と朱書すること）。

出願書類に不備がある場合は、願書を受理しない。

〔送付先〕

〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1
東京外国語大学学務部入試課入学試験係

※出願にあたっては、事前に当該担当教員の承諾を得ておくこと

- ・教育職員免許状取得に関する科目 —— 田島充士准教授

担当教員の承諾を得る方法がわからない、又は希望する履修科目の詳細に関して質問のある場合は、ホームページ（<http://www.tufs.ac.jp/common/is/nyushi/gakubu/seat.xls>）の「確認シート」により、相談すること。

(2) 受付期間

平成30年8月16日（木）・17日（金）（窓口・郵送ともに必着とする。）

窓口での受付時間 10:00～12:00 及び 13:00～16:00

出願期間後に到着した書類は、いかなる理由があっても受理しない。

ただし、出願期間後に本学に到着した場合でも、平成30年8月15日（水）以前の発信局消印のある書留郵便に限り受け付ける。

(3) 出願書類等

科目等履修生入学 志願票	本学所定の用紙を用い、必要事項を記入すること。
検 定 料 (9,800円)	以下のいずれかの方法により本学指定銀行に振り込むこと。 ①〔銀行窓口での振込〕 本学所定の振込用紙を用い、銀行窓口での振込手続きを行うこと。 ②〔コンビニエンスストアでの振込〕 別紙の説明を参照の上、振込手続きを行うこと。 なお、①の場合は「振込金受付証明書」を、②の場合は「収納証明書」を志願票裏面の指定箇所に貼り付けること。
受験票・写真票	本学所定の用紙に必要事項を記入し、写真（上半身・正面・無帽で出願日前3ヶ月以内に撮影したもの）を貼り付けること。
あ て 名 票	本学所定の用紙（シール）に、合格通知書等本学からの通知を確実に受け取れる郵便番号・住所（日本国内に限る）・氏名を記入すること。
受験票返送用封筒 ※郵送による出願者のみ	長形3号（定型最大 12cm×23.5cm）封筒に、受験票を確実に受け取れる郵便番号・住所（日本国内に限る）・氏名を明記し、 392円分の切手を貼り付けること。 （本学より、簡易書留郵便で送付する。）

(注1) 受理した出願書類等は、いかなる理由があっても返却しない。

(注2) 志願者の出願資格等を確認するために、必要に応じて書類の追加提出を求める場合がある。

(4) 受験票

出願書類を受理された者に対して受験票を交付する。

受験票は試験の際に提示しなければならない。また、入学手続の際に必要となるので、紛失しないように注意すること。

6. 選考方法

選考は、筆記試験、面接及び書類選考のいずれか、又はそれらの組み合わせにより行う。

筆記試験又は面接を実施する場合の時間・場所等は志願者に別途通知する。

7. 合格者発表

平成30年9月7日（金） 午前10時 本学掲示板

合格者には、合格通知書及び入学手続書類を、出願時に提出された「あて名票」の住所に郵送する。

8. 入学手続

合格者は、所定の期間内に入学手続を行うこと。手続の詳細については、合格通知書郵送の際に通知する。

(1) 手続期間

平成30年9月13日（木）・14日（金）のいずれかの日

上記期間内に入学手続を行わない者は、入学を許可しない。

(2) 納付金

- ・ 入学料 28,200円
- ・ 授業料 履修科目 **1単位につき** 14,400円

※入学料の納入方法については、合格通知書郵送の際に通知する。

授業料の納入については10月中旬に本学会計課出納係より納付書を送付するので、納入期限内（10月31日まで）に支払うこと。

納入期限内に支払いの確認がとれない場合は、**授業料未納による除籍処分**となるので注意すること。

なお、在学中に授業料改定が行われた場合には新授業料を適用する。

9. 履修登録

履修科目届を10月上旬に教務課へ必ず提出すること（詳細は合格通知書郵送の際に通知する）。

なお、履修できる科目は許可された科目のみとする。

10. 単位認定

履修した科目について、単位の認定を受けようとするときは、当該科目の試験を受け、合格しなければならない。

また、科目等履修生が修得した単位の証明を求めたときは、単位修得証明書を交付する。

11. 外国人出願者留意事項

外国人出願者は履修科目数の関係で、留学ビザの取得はできないので注意すること。

したがって、本学の科目等履修生となれる条件として、履修許可期間の在留資格を得ていることが必要となる。

12. その他

出願・入学ともに、手続完了後は、いかなる事情があっても検定料その他納入金の払い戻し、及び提出書類の返却は行わない。

13. 備考

本学学部の出願資格は、次のいずれかに該当する者である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び平成30年9月30日までに卒業見込みの者(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）及び平成30年9月30日までに修了見込みの者(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる、次の①から⑥までのいずれかに該当する者及び平成30年9月30日までにこれに該当する見込みの者<ul style="list-style-type: none">① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び平成30年9月30日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの（昭和56年文部省告示第153号）② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成30年9月30日までに修了見込みの者（昭和53年文部省告示第142号）③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成30年9月30日までに修了見込みの者④ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）⑥ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年9月30日までに18歳に達するもの |
|---|